

令和3年度第2回市民参加推進・評価会議（書面開催） 意見要旨

1 意見提出期間	令和3年7月29日（木）～令和3年8月12日（木）
2 意見提出者	委員6人（長谷部 美由紀 委員（会長）、青木 俊介 委員、岩本 翠 委員、近藤 憲之 委員、芝原 重喜 委員、中丸 ちづ子 委員）
3 議題	（1）令和2年度市民参加手続の実施状況に対する総合評価について
4 会議資料	資料 1：令和2年度市民参加手続の実施状況 資料 2：令和2年度審議会等委員の公募状況 参考資料1：諮問書の写し 参考資料2：令和2年度市民参加手続の実施状況に関する補足資料

【提出された意見】

1. 令和2年度市民参加手続の実施状況に対する意見

会 長：市民参加手続の実施15事案において、コロナ禍にあってもそれぞれ意見公募、審議会等が積極的に行われていることは評価に値し、非常に良いと思われる。審議会開催において、書面による会議のみで数回行われているもの、逆に実際に対面で行われているものなど様々あるが、一方通行で意見を集めるのではなく、お互いの意見を聞くことでさらに良い意見等も出てくると考えるので、対面あるいは Zoom 等での意見交換ができるように検討してもらいたい。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定においては、意見を電子申請でも受け付けており、多角的な意見が出ていて効果的と考える。都市計画マスタープランの改定については、3つの手法で市民参加手続を実施しており、非常に活発な意見が出ていることは評価できるが、オンラインによる意見交換が利用されなかったことは非常に残念に思う。なぜ利用されなかったのか精査し、積極的に利用いただける手法を確立することを期待する。

委 員：令和2年度の市民参加手続の実施状況をみると、15の施策等について意見公募手続、審議会等、意見交換会等の中から各事案にとって適切な手続が採用され、コロナ禍にあってもほぼ従来と同じ市民参加手続が実施されたものと高く評価する。

審議会等が多くの場合で書面開催となったのはやむを得ないと考える。意見公募手続で、路上喫煙の防止に関する条例の一部改正について、36人79件という多数の意見が寄せられたのに対し、意見者数2人という施策が3事案あったため、周知方法に工夫が必要だと思う。パネル展示、直接対話による意見交換会等は新しく、面白い手法だと感じた。

委 員：いずれの施策等も市民参加手続を実施しながら計画遂行に努めていて良いと思う。コロナ禍にあっても手を抜くことができない審議会等について、とくに子ども・子育て会議は4回のうち3回書面で実施されたことが、実情に対応していると推察でき安堵した。また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、電子申請による意見公募手続の実施や、予定どおりの審議会の実施

により市民参加が活かされており良いと思った。

都市計画マスタープランの改定に関しては、スパンの長い取り組みを要求される中で審議会等の市民参加手続が実施されており、この姿勢を続けてほしいと思う。

委員：立派に実施されていると思う。

委員：概ね予定どおり実施されており良いと思う。歩きスマホの防止に関する条例について、歩きスマホは全国的な課題で、事故も発生している中で、大和市に特化した内容となっているので、見える化を図り周知を徹底してもらいたい。

委員：15事案の実施状況は、市民参加推進条例に基づき適切に行われている。多くの審議会はコロナ禍にあって書面開催となるなど意見交換ができず取りまとめに苦労したことと思う。

第二期大和市子ども・子育て支援事業計画の進行管理は、予定どおり審議会を開催しているが、コロナ禍もあって家庭環境や社会状況が変わり、子どもを取り巻く環境の変化がクローズアップされている中で、一人ひとりが希望を持てる環境整備を審議会に期待する。

(仮称)大和市終活支援条例の制定は、市の高齢化率からみても重要な取り組みと思われる。やまとニュースでの条例やこもりびと支援窓口に関する広報は分かりやすい情報提供であった。制度の推進と活用が次のステップに進むことを願っている。

15事案のうち、5事案については当初予定なしでの実施状況報告となっており、その理由について説明があると市民参加推進・評価会議での検討もしやすいと考える。市民参加を推進するにあたり、市民参加推進・評価会議があることへの理解も共有していただきたい。

市民参加推進条例第7条第2項により、特に市民への影響が大きい事案については意見交換会を実施することとなっているが、現状から集合でのイベントは実施が難しいため検討が必要であると考えている。

2. 令和2年度審議会等委員の公募状況に対する意見

会長：12の審議会等の公募のうち、8つの審議会等で選任人数より多い人数の応募があり、関心の高さが感じられるとともに、市民参加が効果的になされていると感じる。逆に、2つの指定管理者選定委員会において、公募人数が2人に対して応募がなかったのは非常に残念で、結果的には団体推薦により2名を決定しているが、できる限り公募で応募者が出るように周知方法を検討することを期待する。

5つの審議会等で公募数を大きく上回る応募があり、その関心の高さが感じられる。そのうち、文化芸術振興審議会の応募6人に対し選任2人、文化創造拠点等運営審議会の応募6人に対し選任1人というのは、狭き門になっており非常に残念に思う。

委員：令和2年度の審議会等委員の公募実施状況をみると、募集期間、公募人数、選任人数等いずれも適確に行われたと評価できる。指定管理者選定委員会3件で応募人数が少ないために別途団体推薦で選出しているのは無難な対応

だと思ふ。

委員：コロナ禍にあつて応募数が少なかったようだが、この状況下では対面で意見を交わすことが少なく、一方的な見方になり易いので、平素から委員数はある程度の確保が望ましく、現状の数は保つた方が良いと思ふ。実際に市民参加手続を実施するにあつても委員数の確保は必要だと考える。

委員：熱心に応募しており、嬉しく思ふ。

委員：とくに問題ない。

委員：審議会等委員の公募状況は、市民参加推進条例に則している。審議会等での公募委員の役割は、政策形成の過程に市民が主体的に参加することができる機会でもあり、市民参加の推進を図ることができる。公募に関する広報にあつては、市民が参加してみたくなる表記を検討してもらいたい。以前の日常には戻らないようで、今後、審議会等の開催方法などが変わってくると思ふ。公募市民が審議会に参加するあり方（大和市モデル）の検討を希望する。

以上